

財熊県P教第2号

令和3年4月8日

PTA共済にご加入の保護者様

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団

理事長 曾我邦彦

(公印省略)

熊本県PTA共済掛金の変更について (お知らせ)

新型コロナウイルスの流行が終息しないなか、保護者の方々におかれましては、お子様の教育、安全確保にご尽力なさっていると拝察致します。また、本財団の共済にご加入いただき誠に有り難うございます。

さて、当財団は、義務教育(小学校・中学校・義務教育学校)に通う児童・生徒等については、令和3年度から、P災コースの共済掛金を1人あたり一律500円(年額)と変更致しました。

それに伴い、共済の申込みの際に、加入されるお子様の人数に応じた共済掛金を納入していただくことになりましたので、ご協力をお願い申し上げます。

また、準要保護家庭については、保護者からの申請を受けて、共済掛金の一部(1人あたり350円)を返還する取り扱いを行うことにしました。共済掛金の返還手続については、以下の要領で実施致しますので、該当される保護者は、申請手続を取られますようお知らせ致します。

なお、当財団のHPに「P災コースの共済掛金の変更に関するQ&A」を掲載しております。今回の変更の経緯、共済掛金の返還手続などを詳しくお知りになりたいときは、ご一読いただければ幸いです。

(共済掛金の返還手続)

- 対象者 準要保護家庭(令和3年度の就学援助を受けている家庭)
- 申請期間 令和3年7月1日から9月30日まで(当日消印有効)
- 申請手続 申請書とともに次の添付書類を、当財団宛に郵送(郵送のみの受付です)
- 添付資料 ㉑ 通帳の表紙をめくったページのコピー
㉒ 令和3年度の就学援助の支給を知らせる文書
- その他 不明な点については、当財団に直接お問い合わせ下さい ☎ 0800-200-5553)